

立川市生産緑地地区決定基準

立川市生産緑地地区指定基準（平成 14 年 8 月 28 日市長決定）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この基準は、都市農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区を定めること（以下「決定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（決定の要件）

第 2 条 生産緑地地区に定めることができる農地等（法第 2 条第 1 号に掲げる農地等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる要件に該当する一団のものの区域とする。

- （1）公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- （2）300 平方メートル以上の規模の区域であること。
- （3）用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

（一団のものの区域）

第 3 条 この基準において、一団のものの区域とは、原則として物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域をいう。

2 一団のものの区域に道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ。）が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものであれば、一団の農地等として取り扱うものとする。

3 前項の場合において、介在する道路、水路等は、生産緑地地区の区域には含まない。

4 第 2 項に規定する道路、水路等の幅員は、原則として 6 メートルを上限とする。ただし、立川市が管理する区画道路である場合は、その現況幅員を上限とする。

（決定する農地等）

第 4 条 立川市農業委員会が所管する立川市農地台帳に登録されており、かつ、地域の実情を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する農地等について、生産緑地地区に定める。

- （1）立川市都市計画マスタープラン（平成 29 年 6 月改定）に位置付けられているもの
- （2）立川市緑の基本計画（令和 2 年 12 月策定）に位置付けられているもの

- (3) まちづくりを進めていくうえで、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- (4) 既に決定された生産緑地地区の一体化又は整形化を図ることができ、一団の土地となるもの
- (5) 風致地区内に位置するもの
- (6) 市民農園等として利用しうるもの
- (7) 災害対策の観点から効果が期待できるもの
(決定しない農地等)

第5条 第2条の規定にかかわらず、都市計画の観点から、次の各号のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区に定めないものとする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による転用の届出が現に行われているもの
- (2) 高度利用地区、特定街区、最低限高度地区等が定められている区域内に存するもの
(地区の決定)

第6条 決定は、当該地区の土地利用の動向を勘案し、決定対象農地等の所有者に次条各号に掲げる書類の提出を求め、審査のうえ、必要と認められるものについて行うものとする。この場合において、一筆の土地の全部を最小の単位として行うものとする。

(決定に関する必要書類)

第7条 決定に関する必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 立川都市計画生産緑地地区決定申請書（第1号様式）
- (2) 立川都市計画生産緑地地区決定同意書（第2号様式）
- (3) 立川都市計画生産緑地地区農地等明細書（第3号様式）
- (4) 立川都市計画生産緑地地区営農概要書（第4号様式）
- (5) 前各号に掲げる書類の添付書類として次に掲げる書類

ア 案内図

イ 公図写

ウ 実測図又は地積測量図

エ 土地登記事項証明書

オ 印鑑登録証明書

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合に提出する次の書類

ア 立川都市計画生産緑地地区誓約書（第5号様式）

イ その他特に必要と認められる書類

(地区の明示)

第8条 生産緑地地区を定めたときは、市のホームページにその位置を掲載することにより、その地区が生産緑地地区である旨を明示するものとする。この場合に

において、新たに定めた生産緑地地区に、その地区を明示する標識を設置しないものとする。

(変更)

第9条 生産緑地の所有者は、生産緑地地区に定めた農地等について、分合筆等の変更をする場合は、分合筆等の登記をする前に市に相談のうえ、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 立川都市計画生産緑地地区変更決定申請書（第6号様式）

(2) 立川都市計画生産緑地地区変更決定同意書（第7号様式）

(3) 第7条第3号から第6号までに掲げる書類

2 前項に規定する生産緑地の所有者の名義が変更されたときは、地位の承継届出書（第8号様式）及び土地登記事項証明書を提出するものとする。

(適正管理)

第10条 生産緑地地区に定めた農地等の適正管理については、良好な都市環境の形成に資するよう、立川市農業委員会の協力のもとに、必要に応じて当該生産緑地所有者に対し指導を行うものとする。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、生産緑地地区に関する事項を所管する部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。